

— 代理人がマイナンバーカードを受け取りする場合 —

マイナンバーカードを受け取りされる本人がおもて面・うら面のいずれかに該当する場合、
代理人が受け取りできます。つぎに記載の必要書類を持って窓口にお越しください。

必 須 書 類

①交付通知書（はがき）

＊『本人住所・氏名』『代理人住所・氏名』を記入してください。

＊暗証番号を記入し、目隠しシールを貼るか封筒に入れ封をした状態で持参してください。

②通知カード（お持ちの方のみ）

③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

④元々お持ちのマイナンバーカード（更新・再交付の方のみ）

更新や余白がなくなったことに伴いカードを再申請された方は、元々お持ちのマイナンバーカードと引き換えで、新しいマイナンバーカードを無料で交付します。紛失された場合等は手数料（マイナンバーカード 800 円、電子証明書 200 円）がかかります。外出先で紛失の場合は、警察への遺失届受理番号が必要です。

⑤代理人の本人確認書類 2 点

【1 点目】運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付）、
在留カード（顔写真付）、身体障害者手帳、療育手帳など公的な顔写真付証明書 1 点

1 点目の中から
計 2 点でも可

【2 点目】健康保険証、介護保険証、母子健康手帳、年金手帳、社員証、診察券など 1 点

未就学児・小学生・中学生の場合

※法定代理人が来庁してください

上記必須書類①～⑤ + 下記 A・B

A. 申請者本人の本人確認書類 3 点

※ 0 歳児のみ顔写真は不要。下記から計 2 点ご持参ください。

【1 点目】本人の顔写真（写真サイズ不問。画像データ不可。パスポートでも可。）※ 0 歳児は不要

・交付するマイナンバーカードの顔写真と照合するため、本人の顔写真をプリントした状態でお持ちください。

窓口で『個人番号カード顔写真証明書』※を作成いただき、本人確認書類 1 点とします。

※様式の取得方法については、うら面『★個人番号カード顔写真証明書について』を参照してください。

【2・3 点目】子ども医療証、健康保険証、母子健康手帳、診察券、お子さん名義の預金通帳など 2 点

B. 法定代理人であることを証明する書類

戸籍謄本など

・「本籍地が豊中市」または「同行する父もしくは母と本人が同一世帯」の場合は不要です。



高校生の場合

上記必須書類①～⑤ + 下記 A・B

A. 来庁できないことを証明する書類

学生証・在学証明書（原本のみ可。画像データ・コピー不可。）

B. 申請者本人の本人確認書類 2 点

・子ども医療証、健康保険証、診察券、お子さん名義の預金通帳など 2 点

・A の書類である学生証に顔写真が付いていない、在学証明書の場合は本人の顔写真をご持参ください。（写真サイズ不問。画像データ不可。パスポートでも可。）窓口で『個人番号カード顔写真証明書』※を作成いただき、本人確認書類の 1 点とします。

※様式の取得方法については、うら面『★個人番号カード顔写真証明書について』を参照してください。

『子ども医療証+診察券』
『子ども医療証+預金通帳』
の組み合わせは可
・診察券 2 点
・預金通帳 2 点
の組み合わせは不可

成年被後見人・被保佐人・被補助人の場合

おもて面必須書類①～⑤ + 下記A・B

A. 申請者本人の本人確認書類 3点

【1点目】運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行）、身体障害者手帳、療育手帳など
公的な顔写真付証明書1点 または **本人の顔写真**（写真サイズ不問。）

- ・交付するマイナンバーカードの顔写真と照合するため、**本人の顔写真をプリントした状態でお持ちください**。窓口で『個人番号カード顔写真証明書』※を作成いただき、本人確認書類1点とします。

※様式の取得方法については、下記『★個人番号カード顔写真証明書について』を参照してください。

【2・3点目】健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、診察券など**2点** ※診察券2点は不可

B. 代理権を証明する書類 登記事項証明書など

・入院中の方 ・介護施設入所の方

・要介護、要支援の認定を受けている方

おもて面必須書類①～⑤ + 下記A・B

A. 来庁できないことを証明する書類 個人番号カード顔写真証明書

- ・様式の取得方法については、下記『★個人番号カード顔写真証明書について』を参照してください。
- ・顔写真を貼付し、下記の者に、本人であることを証明してもらってください。

（一入院中の方：病院長
一介護施設入所の方：施設長
一要介護、要支援の認定を受けている方：ケアマネージャー及びその所属する事業者の長

- ・入院中の方は「入院診療計画書」「診療明細書」の提示でも可能です。その場合、運転免許証や身体障害者手帳などの**公的な顔写真付証明書1点**の提示も必要です。

B. 申請者本人の本人確認書類 2点

健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、診察券など**2点** ※診察券2点は不可

その他の場合

おもて面必須書類①～⑤ + 下記A・B

A. 来庁できないことを証明する書類

- ・障害のある方：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・ひきこもりの方：相談している公的な支援機関の職員とその支援機関の長が証明した個人番号カード顔写真証明書
- ・妊婦の方：母子健康手帳、妊婦検診を受診したことがわかる領収書、受診券など
- ・海外留学の方：査証のコピー、留学先の学生証のコピー
- ・75歳以上の高齢の方：はがきの余白部分に外出困難である旨を記載してきてください。

B. 申請者本人の本人確認書類 2点

【1点目】運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、身体障害者手帳、療育手帳など**公的な顔写真付証明書1点**

【2点目】健康保険証、介護保険証、母子健康手帳、年金手帳、学生証、診察券など**1点**

★個人番号カード顔写真証明書について

顔写真証明書は、市ホームページからダウンロードできます。
右のQRコードからアクセスしてください。
窓口でも配布しています。



ご不明な点がございましたら
事前にお問い合わせ下さい。
豊中市 06(6858)2201